

「生活保護など～窓口と面談室の整備」（施政方針P11～12）の内容

総務部 総務課・管財課

健康福祉部 生活援護課・障<sup>がい</sup>碍福祉課

本年2月13日から第二庁舎での業務開始に伴い、情報政策課の執務室が第二庁舎へ移動したことから、同課跡地を活用し、生活援護課及び障<sup>がい</sup>碍福祉課の執務環境の改善を図るため、以下のとおり整備を行います。

- 1 整備内容（相談に来られた市民のプライバシーに配慮した窓口の整備等）
  - (1) 面談室を3室から4室へ増室します。
  - (2) 面談室とは別にパーテーション等でプライバシーに配慮した面談スペースを設け、これまで通路のテーブルで行っていた面談や相談業務を行います。
  - (3) 窓口において広いカウンターの設置や、通路からの仕切りの設置により安心して相談できる環境を整えます。
  - (4) 番号発券機の設置や待合スペースの整備を行います。
  - (5) サーバー等を設置していた電子計算機室を書庫とし、執務室内のキャビネット等を移動させることで、手狭であった執務室の整備を行い、執務環境を改善します。
- 2 工事期間  
令和5年(2023年)7月上旬～令和6年(2024年)2月下旬（予定）  
※ 通常業務に支障のないよう配慮して工事を行います。